
諸外国の地域の排出削減・再エネ関連制度について

2020年12月
株式会社三菱総合研究所

諸外国における地域の排出削減・再エネ関連制度

- 本資料では英仏独を対象に、地域の排出削減・再エネ関連制度を整理した。
- 各国ともにイギリスでは排出削減等計画策定義務はないが、自治体が自主的に設定している。フランス・ドイツでは法律で規定されている。
- また、ドイツでは州によって再エネのゾーニングや合意形成スキームが整えられているため、参考として取り扱う。

	イギリス	フランス	ドイツ
地域への排出削減等計画策定義務	なし	環境法典に基づき、人口2万人超の市町村広域連合に対し、排出削減目標も含めた気候・大気・エネルギー地域計画（PCAET）の策定を義務付け。	連邦大の削減目標を法的に規定。
自治体の排出削減目標	多くの自治体が自主的に設定。 （ロンドンは大ロンドンオーソリティ法規定により策定義務あり）	PCAETでは、当該地域における排出削減や炭素吸収、 再エネ発電 、 再エネ消費 等に関する現状分析と将来の目標設定が義務づけ。	州別・地域別の目標義務規定はない。 同連邦法と矛盾しない範囲で州独自の立法が有効。

英国：地域における排出削減等計画策定義務

- 英国では英国政府による地域への排出削減の義務付けはなし
- しかしながら多くの自治体が、自主的に排出削減目標を設定

2008年気候変動法（2019年改正）によるネットゼロ実現とその方法に関する規定

- 2050年までの温室効果ガス排出ネットゼロ実現を国の義務として規定
（2019年改正により、以前の1990年比80%削減からネットゼロ実現へ義務を強化）
- 英国政府は2008年以降5年を1期間とし、当該期間の排出量上限を「カーボンバジェット」として規定
- 英国政府に、ネットゼロ実現のための提案と政策の策定を義務付け
- 英国政府や地方政府に助言等を行う気候変動委員会（CCC）を設置

⇒気候変動法には、地域に排出削減を義務付ける規定はなし

自治体等による自主的な排出削減目標の設定

- 英国で200以上の自治体が自主的にネットゼロ目標を設定
- 例えばロンドン市は、2050年のゼロ排出達成目標を設定
- CCCの助言も踏まえ、スコットランド政府は2045年にネットゼロ達成、ウェールズ政府は2050年までに1990年比95%削減の目標を設定（北アイルランドは目標を未設定）

出所) 2008年気候変動法、Institute for Government “Net zero How government can meet its climate change target” 2020年、ロンドン市長 “London Environment Strategy” 2018年5月

英国：地域における排出削減計画策定義務

- ロンドンには法律により排出削減計画策定の義務あり
- 他の自治体に策定義務はないが、多くの自治体が自主的に計画を策定

1999年グレーターロンドンオーソリティ（GLA）法の規定とロンドン市の対応

- GLA法は市長に対して、気候変動の緩和とそれへの適応のための対策の実施を義務付け
- また、市長に対して「ロンドン環境戦略」を策定し気候変動緩和のための提案や政策を提示するよう義務付け
- 市長が策定した2018年の「ロンドン環境戦略」では、2050年ネットゼロ実現のためにロンドンが主導すべき政策と英国政府が主導すべき対策、およびその実施時期を提示

その他の自治体や地方政府における排出削減計画の策定

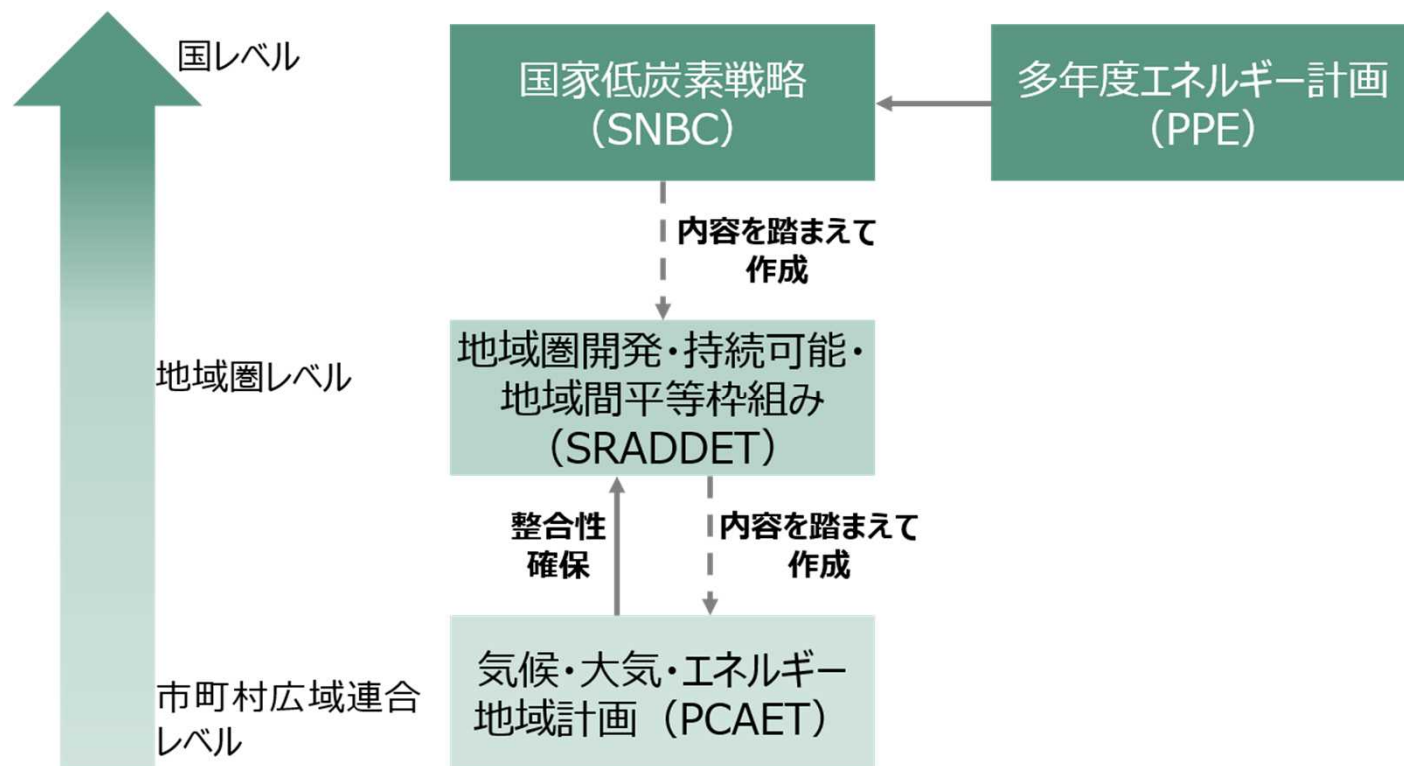
- 英国全土で492の自治体が気候緊急事態を宣言、85の自治体（GLAは除く）が自主的に行動計画を策定
- スコットランド政府は、2045年にネットゼロ達成との目標設定（2019年）を踏まえ、2018年版の気候変動計画を改訂中
- ウェールズ政府は2019年に、電力、建物、輸送等のセクターごとの排出削減策を示した政策文書を策定

出所) 1999年グレーターロンドンオーソリティ法、ロンドン市長 “London Environment Strategy” 2018年5月、climateemergency.ukウェブサイト情報
スコットランド政府ウェブサイト “Climate Change”、ウェールズ政府 “Prosperity for All: A Low Carbon Wales” 2019年5月

フランス：地域における排出削減等計画策定義務

- フランスでは環境法典に基づき、人口2万人超の市町村広域連合に対し、排出削減目標も含めた気候・大気・エネルギー地域計画（PCAET）の策定を義務付け
- PCAETは広域行政区域である地域圏（region）が地方公共団体一般法典に基づき作成する「地域圏開発・持続可能・地域間平等枠組み」（SRADDET）との整合性を担保
- 国レベルの政策文書である国家低炭素戦略（SNBC）や多年度エネルギー計画（PPE）との整合性も担保

国から自治体レベルまでの計画等の関係性



出所) 環境法典、地方公共団体一般法典、フランス環境エネルギー管理庁 (ADEME) ウェブサイト

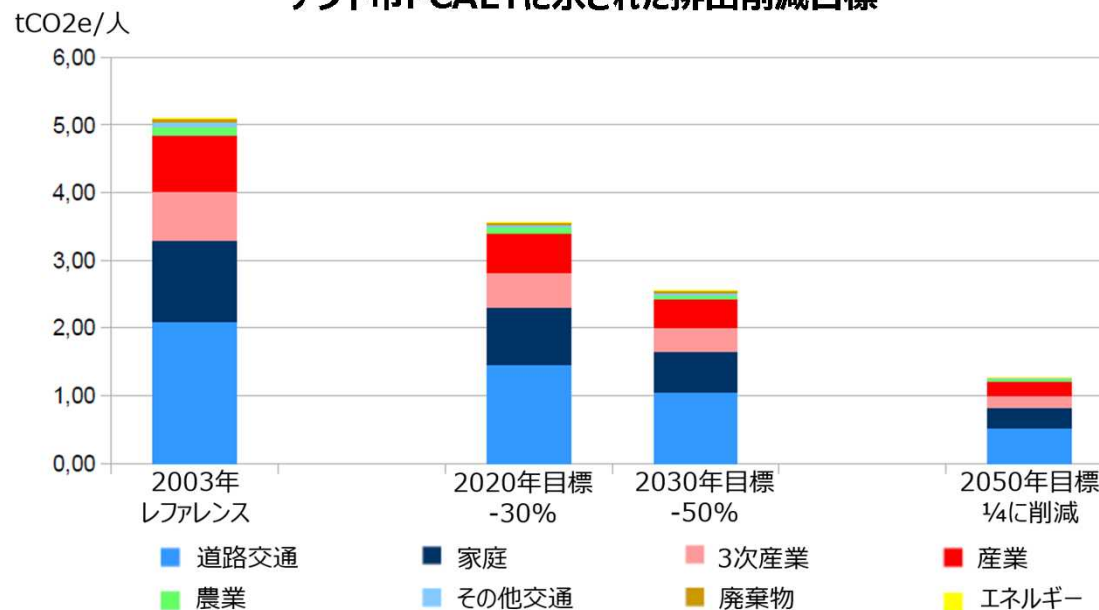
フランス：地域における排出削減計画策定義務

- フランスでは環境法典に基づき、PCAETでは、当該地域における排出削減や炭素吸収、再エネ発電、再エネ消費等に関する現状分析と将来の目標設定が義務づけ

PCAETの内容

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> • 当該地域における温室効果ガス（GHG）や大気汚染物質の排出量の現状と増加・削減見通し • 炭素隔離、バイオマスによるエネルギー生産・利用のポテンシャル • 最終エネルギー消費の現状 • 再エネ発電の現状 • 気候変動に対する脆弱性
目標	<ul style="list-style-type: none"> • GHG、大気汚染物質の削減 • 炭素貯留、省エネ • 再エネ発電と消費、再エネ電力供給と熱供給ネットワーク整備 • STRADDETおよびSNBCとの整合性確保
アクション	家庭、3次産業、運輸、農業、廃棄物、産業、エネルギー等の部門におけるエネルギー効率の改善、電力・ガス・熱供給ネットワークのバランスよい整備、再エネ発電の増加等のアクションを提示

ナント市PCAETに示された排出削減目標



ナント市PCAETに示された再エネ導入目標

(単位：100万kWh)

	2017(実績)	2026	2030-2031	2050
陸上風力	0	30.21	35.14	45.33
太陽光	17.09	407.79	474.32	612.00

出所) 環境法典、ブルゴーニュ・フランシュコンテ地域圏ウェブサイト、ナント市PCAET

ドイツ：地域への排出削減目標の義務づけ

- ドイツでは、2019年12月発効の連邦気候保護法ではじめて連邦大の削減目標を法的に規定
- 同連邦法ではセクタ別に削減目標を設定、**州別・地域別の目標義務規定はない**
- 州別の気候法制定は義務でなく「権利」。同連邦法と矛盾しない範囲で州独自の立法が有効

2019年連邦気候保護法の目標規定

- 2050年までのカーボンニュートラルという長期目標に向け、
- 2030年の温室効果ガス排出を1990年比55%以下に
 - EUや国際目標引き上げの場合は目標改定。引き下げは認めない
 - エネルギー、製造業、運輸、建物、農業、廃棄物管理その他の6セクタで2030年までの年間削減目標を設定、遵守を義務づけ
 - 2030年以降のセクタ別削減目標は2025年に決定
 - 州・地域別の削減目標規定はなし

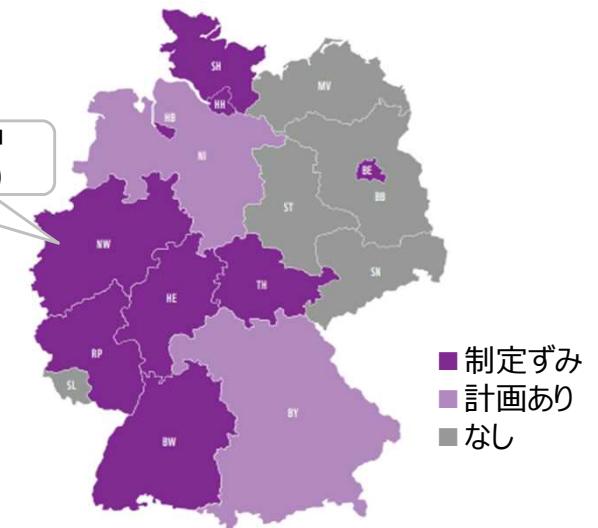
補足：

- 連邦制のドイツでは、連邦基本法（憲法に相当）で、連邦と州の立法権限を規定
- 気候保護分野では連邦が立法権を行使しない限り、州が立法権を持つ
- 上記に基づき、連邦法制定以前に複数州で州気候保護法制定済み
- 2019年の連邦気候保護法制定により、以後州法は連邦法との整合を求められる

連邦気候保護法における州との関係規定

- 連邦法と矛盾しない範囲で、州独自の気候保護法制定が可能
- 連邦気候保護法以前に制定されていた既存の州法も、連邦法に矛盾しない範囲で引きつづき有効
- 連邦と諸州は、連邦気候保護法の目的達成のために協力する

西側中心に全16州中
9州に気候保護法あり



州気候保護法の有無
(2019年1月時点)

出所) 連邦気候保護法、WWF「ドイツにおける州気候保護法-概観および連邦気候法における意味づけ」(2019年)

ドイツ：州法における自治体目標・削減計画策定義務

- 州気候保護法を持つ州でも、地域別に異なる削減目標の指定はない
- 排出削減を目的とした暖房・モビリティなど主に特定分野の自治体計画を義務づける州もあれば、自治体の計画策定を「権利」として規定する州もある

ベルリン州エネルギーヴェンデ法（2016）

- 地区別（ベルリンは都市州）のエネルギー・CO2排出収支の作成、CO2削減に向けた目標策定、地区公共建造物の省エネに関する宣言の策定を要求
- 各地区は、州気候保護当局の要請に応じて、上記目標達成のために講じた措置を報告

SH州エネルギーヴェンデ・気候保護法（2017）

- シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、地方自治権の枠内で、自治体が冷暖房計画を策定する「権利」を持つ
- エネルギー事業者や公的機関、地区煙突清掃業者は、自治体の要求に応じ、自治体冷暖房計画作成に必要な当該地域やその一部のエネルギー管理データを、匿名の形で提供する義務を負う

BW州気候保護法（2013）

- バーデン・ビュルテンベルク州では2023年末までに自治体熱供給計画策定を義務づけ
- 上記計画では2050年の気候中立を前提に、2030年の暫定目標提示を求める
- 自治体は最低5件の熱供給対策を立案し、公表5年以内に実施
- エネルギー事業者、公共機関等は上記計画に必要なデータの提供義務を負う
- この他、地方自治権の枠内で各自治体は「気候モビリティ計画」を策定できると規定
- 気候モビリティ計画策定に際しては空間計画（都市計画：利用用途のゾーニング）との整合、早期住民参加が必要

出所）ベルリン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、バーデン・ビュルテンベルク州気候保護法

ドイツ：連邦補助金による自治体気候保護マスタープラン推進

- 連邦環境省は2012年から、2050年までの90年比95%の排出削減に向けた「気候保護100%マスタープラン」を策定・遂行する自治体に補助金を出すイニシアチブ実施
- 義務づけではなく、インセンティブ付与による自治体取組の推進

「国家気候保護イニシアチブ」による支援

- 連邦環境省のイニシアチブとして2012年開始。温室効果ガス排出量を2050年までに1990年で95%削減、最終エネルギー消費量50%減を約束する「マスタープラン100%気候保護」策定・実施自治体に補助金を支給し支援
- 2012年対象自治体は19。2016年時点でさらに22自治体が追加

「マスタープラン100%気候保護」に関する連邦補助金の対象

	初期プロジェクト 「マスタープラン100%気候保護」	プランの一部としての気候保護対策実施	マスタープラン管理の フォローアッププロジェクト
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 自治体によるプラン作成 自治体によるプラン管理体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> プラン遂行上の気候対策措置の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 過去にマスタープランを策定しこれを強化する自治体
資金提供	<ul style="list-style-type: none"> プラン作成、管理人員確保、広報や市民参加費用等の最大80% 最大48カ月間 	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連取組に最大50%、最高20万ユーロ 最大36カ月間 	<ul style="list-style-type: none"> プラン管理者のポスト延長、市民参加費用の最大40% 最大24カ月間

出所) プロジェクト管理機関ユーリッヒ (連邦環境省の委託を受けて補助金プロジェクトを管理する機関) マスタープラン100%気候保護ウェブサイト

ドイツ：風力立地における住民参加・合意形成

- 地域計画や自治体土地利用計画（ゾーニング）、連邦汚染防止法に基づく個別計画許可の手続において、法的に義務付けられた当局主導の「公式」の住民参加の枠組みあり
- 風力発電協会は、事業者と自治体・住民による自発的・双方向的な「非公式」住民参加が重要と指摘

ドイツ風力発電協会（BWE）が示す「風力プロジェクトにおける公衆参加の可能性」

◆ 「公式」の住民参加



- 土地利用計画手続、連邦汚染防止法の許可手続における、法的義務に基づく公衆参加（縦覧、意見募集、公聴会など）



- 特に非公式な形での他の公衆参加を組み合わせることが、信頼醸成の上で有意義

◆ 「非公式」の住民参加の例（州法レベルで義務化する州もある）

重要



情報提供

- チラシ、プラカード
- 広報活動
- プロジェクトウェブサイト
- 3Dビジュアライズ
- ハイキングコースや案内板
- 公共施設での電光掲示 など



対話

- 円卓会議
- 現地視察
- ガイドツアー
- ソーシャルメディア
- イベント（外部モデレータ起用）
- 学校での風車巡りラリー
- ディスカッション付き上映会



共同意思決定

- 将来ワークショップ
- 市民会議
- 市民所見表明
- コンセンサス会議
- 計画ワークショップ

◆ プロジェクトコミュニケーションからの経験



- 公衆参加型環境・立地分析実施をコミュニケーションのツールに
- 「公式」参加手続き前の市民の早期参画が可能に
- 市民目線でのコミュニケーション
- プロジェクトのメリットを説明できる
- 住民利害を反映できる



- 市民参画の限界（市民がどこまで関与できるのか）の明示が重要
- 態度を決定していない市民も取り込み
- 公衆意見をプロジェクトパートナー間の議論の材料に活用
- 建設・操業開始後もプロジェクトコミュニケーションを継続

出所) ドイツ風力発電協会（BWE）「共に勝ち取る-風力の現場で-価値創造、市民参加と受容に向けた基本文書」2018年

ドイツ：風力立地における合意形成事例

- 連邦法規定「外」の合意形成取組がカギ
- 計画への利害関係者早期取り込み、ワークショップ等での情報発信と討論、自治体横断取り組み等、多様な形で合意形成の試み
- 自治体・市民の直接出資のほか、収益の地域・住民への「公正な分配」も有効

グライダー飛行場との早期調整事例

- 地域：ヘッセン州Weilrod（2014年運開）
- 事案：グライダー飛行場から1.4km地点での風力計画
- 取組：事業者は、飛行場事業者を許認可手続きに一貫して同席させ、飛行ルートの変更で合意。運開後には、「案内板やクイズを備えた自然歩道「エネルギー体験ツアー」設置。建設時に伐採した箇所は再植林。

風力が立地できない自治体との収入シェア

- 地域：ラインラントプファルツ州Rheinböllen
- 事案：州の約半分が森林地帯で汚染防止法、森林保護の観点から風力立地が困難な自治体も多い
- 取組：複数の自治体が「自治体連帯協定」締結。風車設置のコストと利益を分配。立地自治体が収益の一部を連帯基金に組み入れ、風力を立地できない自治体にも収益を分配することにより受容を拡大。（他州でも類似の仕組みがあるが同州が先駆け）

近隣住民との収入シェア

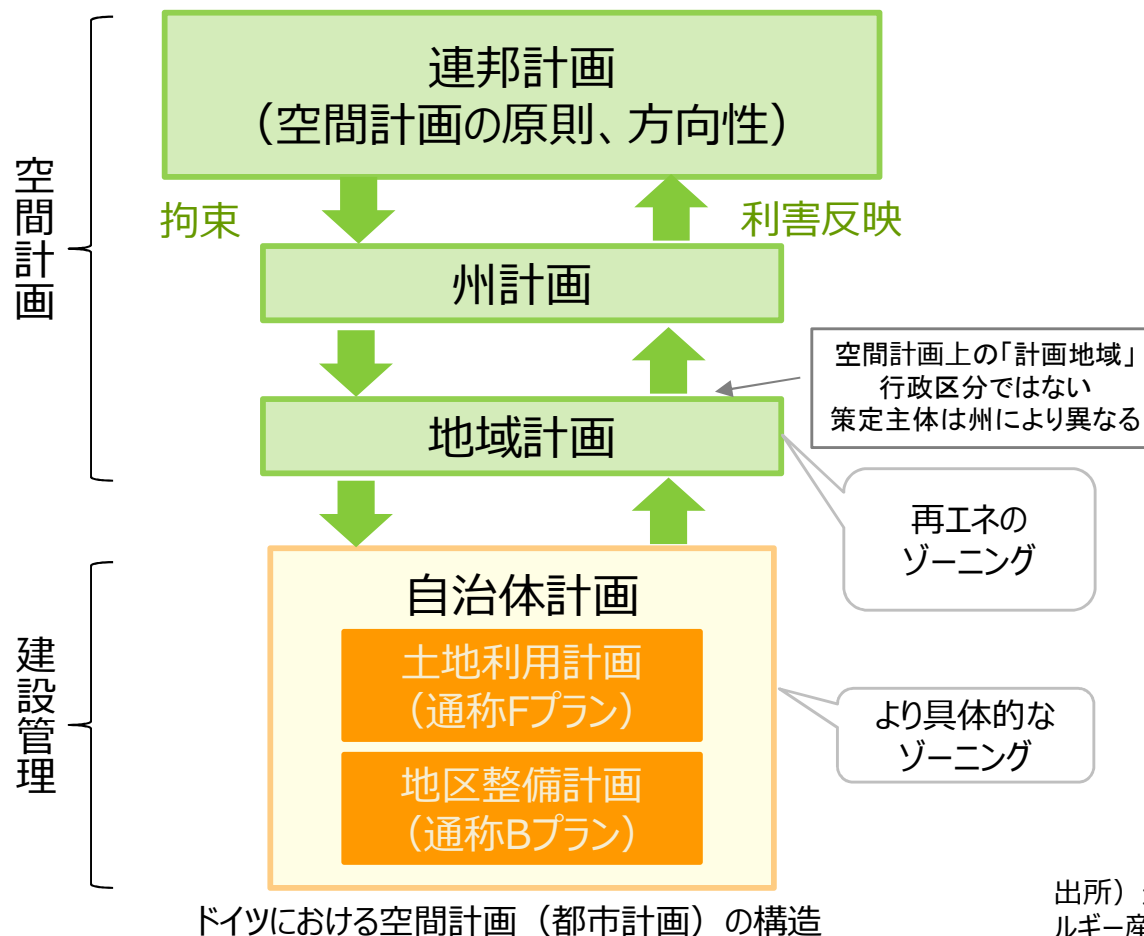
- 地域：ノルトラインヴェストファーレン州Ahaus-Quantwick（2017年運開）
- 事案：2自治体の境界地域での市民出資風力計画
- 取組：早期段階から広く市民、地元企業の出資参加を募り、ウェブサイトやラジオで情報発信。加えて、「2ゾーン借地料モデル」が合意と受容に大きく貢献。借地料（最初の10年：発電所収益の1%。以後収益の1.25%）の25%を地権者、75%を風力発電所周辺住民でシェアするスキーム。住民については発電所からの距離、騒音等影響に応じて配分。

出所) ドイツ風力発電協会 (BWE)「共に勝ち取る-風力の現場で-価値創造、市民参加と受容に向けた基本文書」2018年

ドイツにおける再エネゾーニング

- 2009年連邦空間計画法（ROG：旧法置換え）以降、再エネ拡充用地を空間計画（都市計画）におけるゾーニング概念として位置づけ
- 計画の具体的条件は州法で規定。地域計画レベルで再エネ立地専用区域（優先区域）や立地禁止区域を指定（ゾーニング）

空間計画担当大臣会議（連邦・州大臣の合議体）で調整



2009年新ROGの背景

- 固定価格買取（FIT）制度背景に再エネ増加、設備偏在と送電ボトルネックが顕著に
- 個々の再エネ建設事案での公衆受容、景観問題が多発

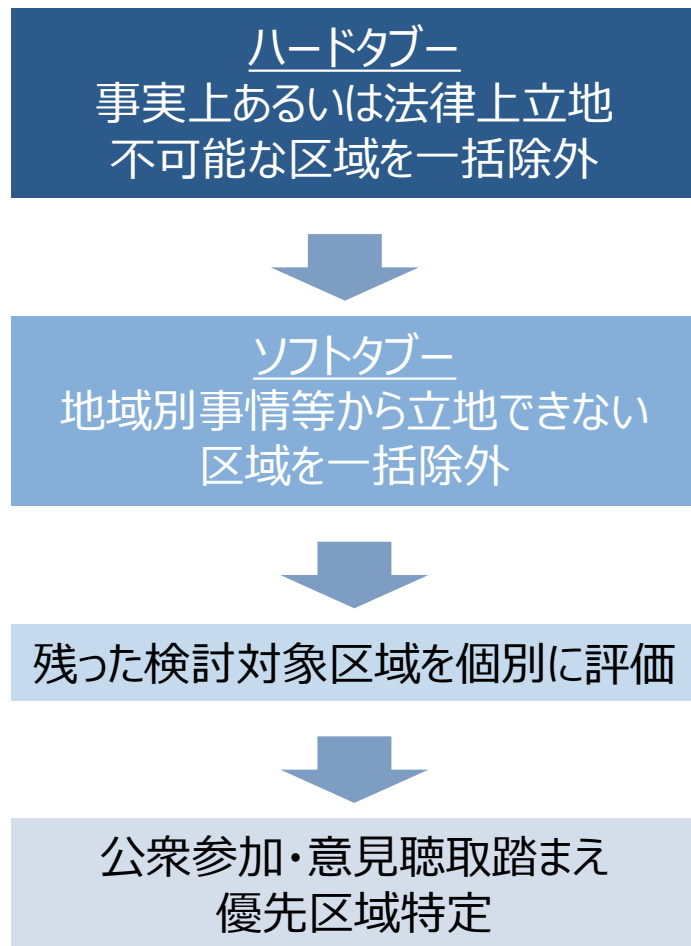
地域計画での再エネゾーニングの利点

- 計画策定時の公衆参加手続きを通じ、早期段階における自治体、公衆の意見・利害反映が可能に
 - 地域や自治体に加え、事業者にとっても再エネ拡大計画の予見性、実現可能性が向上
 - 再エネゾーニング導入により乱立を回避
- ⇒よりスムーズ・合理的な再エネ拡大が可能に

出所) 連邦空間計画法、Michael Lürer「地域計画レベルでの風力適地の指定-風力エネルギー産業にとってのメリット・デメリット」

ドイツ：風力区域絞り込み「ハードタブー」と「ソフトタブー」

- 2012年連邦行政裁判決を受け、風力優先区域の特定に際し、連邦全土で「ハードタブー」「ソフトタブー」概念を用いた段階的な絞り込み手順を適用
- 何が「ハードタブー」「ソフトタブー」に該当するかは各州の空間計画策定時に示される方針文書等で明示



ハードタブー、ソフトタブー適用による風力適地絞り込み
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州

ハードタブーの例：住宅地の中、街路、自然保護区域など
ソフトタブーの例：居住地域からの距離、森林からの距離、鳥の営巣地からの距離など

ドイツ：BW州におけるゾーニングを通じた風力立地促進

- ドイツ南西内陸のバーデン・ビュルテンベルク（BW）州は、北部と比較して再エネ資源に乏しい
- 風力テコ入れのため、州計画法を改正。地域計画レベルでの風力ゾーニングにおける「除外」指定を廃止
- BW州では地域計画における優先区域外でも、自治体計画での風力ゾーニングが可能

BW州再エネ目標

- 2020年までに州内電力消費の38%、2050年までに80%を再エネに
- 達成には風力のテコ入れが必要（州内消費の10%を目標）

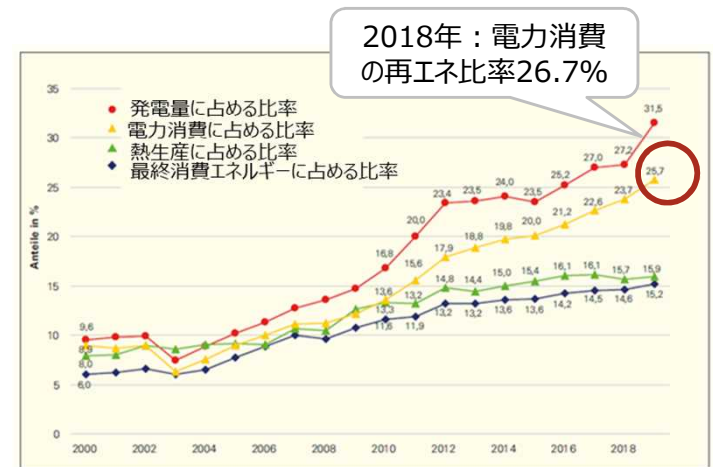
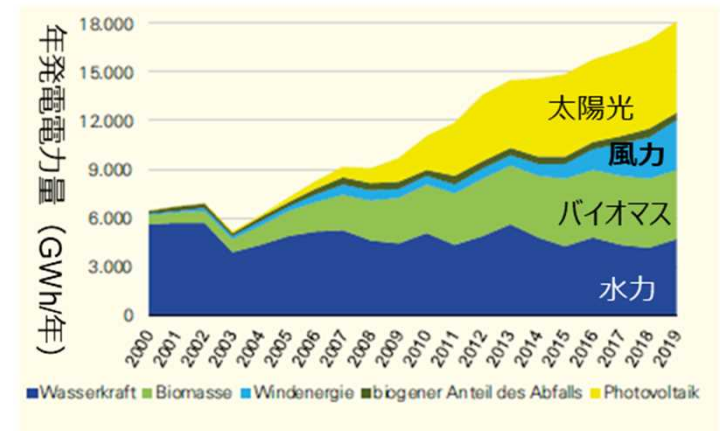


BW州計画法改正（2012年）

- 地域計画における風力ゾーニングを「優先」（他用途を除外）のみとし、風力設備を立地しない「除外」設定を廃止
- 地域計画における「優先」区域外でも、自治体計画（建設計画であるFプラン、Bプラン）における風力ゾーニングが可能に
※環境条件、住宅からの距離などの要件は遵守必須

2020年の再エネ目標は未達見込みだが、風力も着実に拡大

※ 2018年以降、連邦大での制度改定（入札制導入）により風力拡大が鈍化



BW州における再エネ実績推移

出所) BW州計画法、Erneuerbare Energien in Baden-Württemberg 2019

ドイツ：BW州地域における風力優先区域ゾーニング事例

- 既存の地域計画で風力優先区域指定済み面積は、州全体の0.34%と少ない
- 2019年に州の風力ポテンシャル推計が更新され、過去の見積りより適地比率が拡大
- 今後の地域計画改定や、自治体レベル計画でのゾーニング拡大への影響に注目

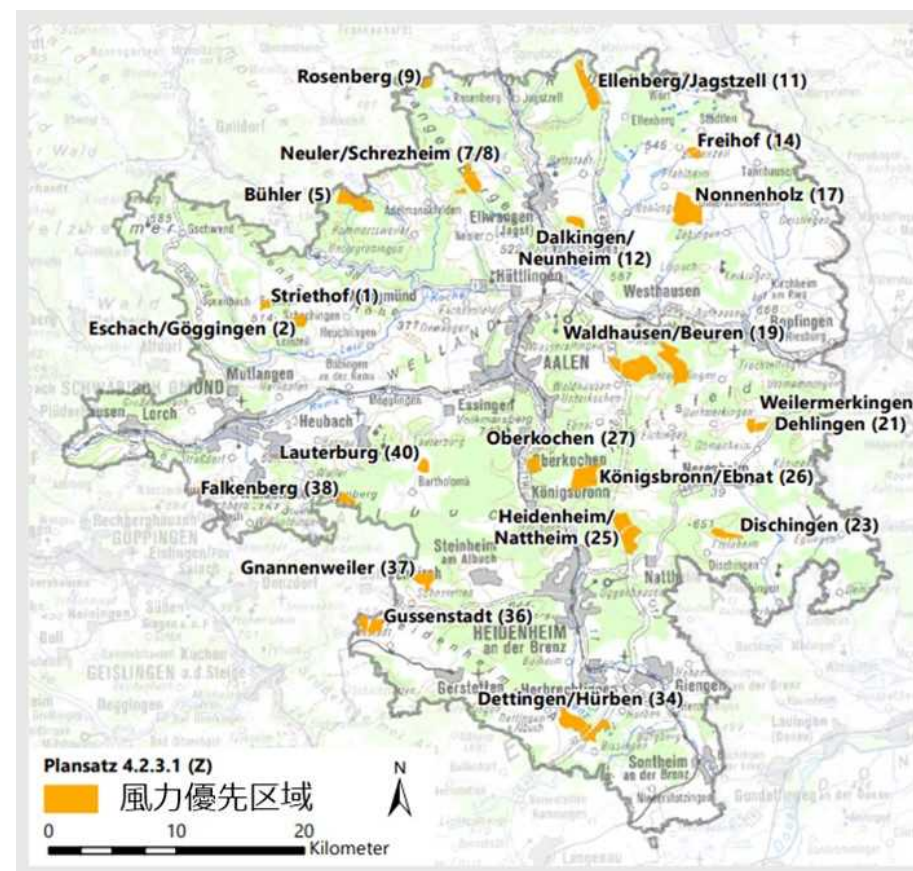
BW州の地域計画における風力優先区域（2020年6月現在、州内12地域合計。一部未策定地域あり）

設置可能発電所数（※）	804～914
優先区域面積	12,037 ha
州面積に占める割（%）	0.34 %

（※）地域からの報告あるいは15haあたり1発電所として推計

BW州の風力ポテンシャル推計（2019年）

	適切	制限付きで適切
該当面積	220,000 ha	199,000ha
州面積に占める割合（%）	6.2 %	5.6 %



風力優先区域ゾーニングの例（東ビュルテンベルク地域）

出所）BW州計画法、Erneuerbare Energien in Baden-Württemberg 2019、東ビュルテンベルク州地域計画、BW州風力ポテンシャル分析（2019年）

ドイツ：SH州におけるゾーニングを通じた風力立地調整

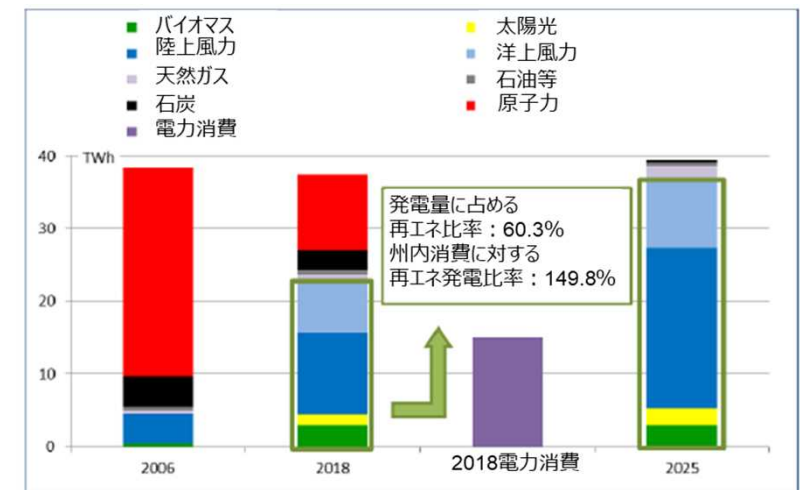
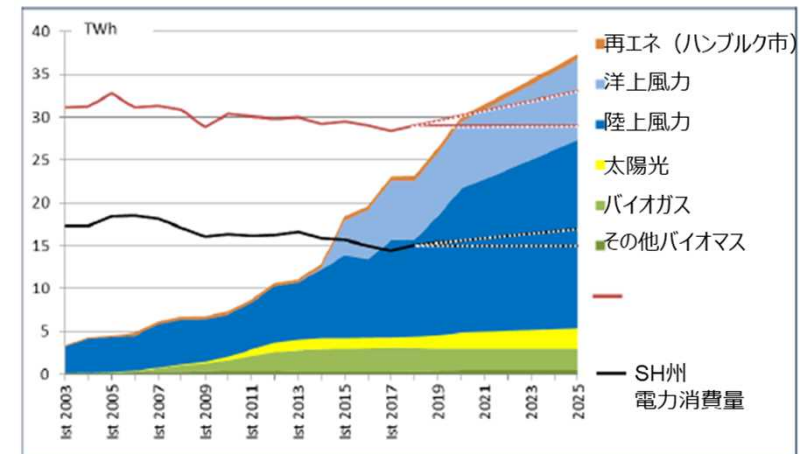
- ドイツ北部のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン（SH）州は海に面し風況がよいが、送電ボトルネック回避、景観保護等のため立地調整しながらの開発が必要
- 同州では**地域計画における風力優先区域指定から逸脱する自治体計画は不可**（既存計画も要見直し）

SH州再エネ発電実績と見通し

- 州内再エネ発電量2018年実績：22.6TWh（州内発電量の6割）、2025年見通し：37TWh
- **2015年～2020年は風力新設が原則凍結（特別な許可があるもののみ新設可能）**
- 2022年にはブロックドルフ原子力発電所が閉鎖され脱原子力完了。景観・環境等条件を踏まえて立地調整しつつ、風力を再拡大する見通し

SH州計画法

- **2015年～2020年の風力新設の原則凍結を規定**
地域計画改定（風力ゾーニング見直し）に向け、既存計画を原則凍結、特別に許可された案件のみ新設
- **地域計画で優先区域に指定されている区域以外での建設計画は不可**
地域計画見直しにより優先区域が変更された場合、自治体の既存計画も見直しを求められる



SH州再エネ発電の実績と2025年までの見込み

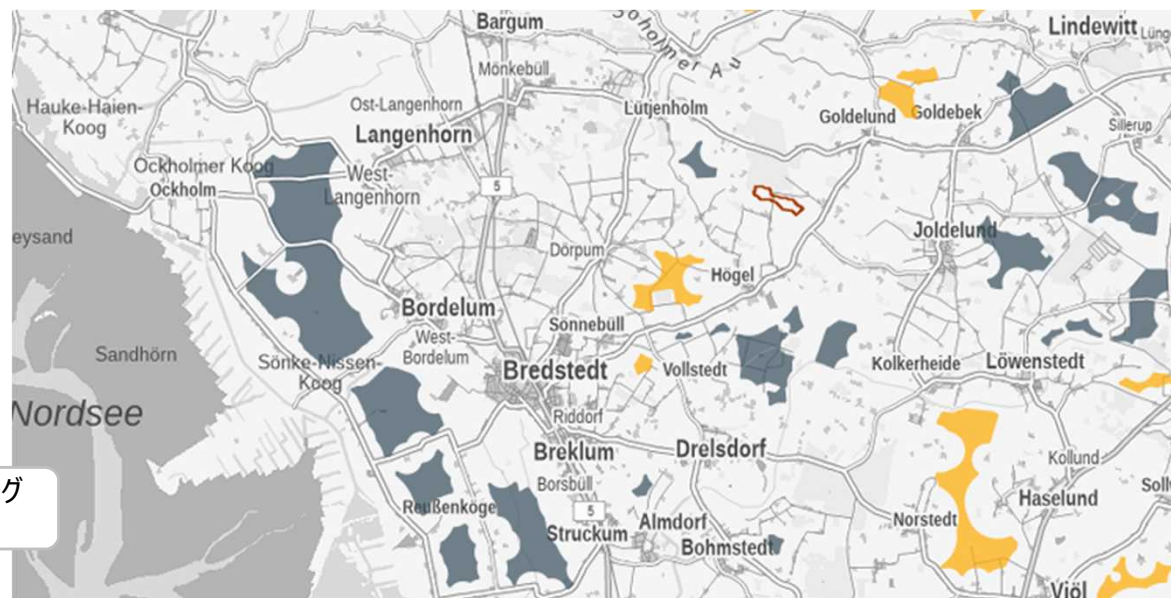
出所) SH州エネルギーヴェンデ・気候保全報告2020、SH州計画法

ドイツ：SH州地域における風力優先区域ゾーニング事例

- シュレスヴィヒ・ホルシュタイン（SH）州では州計画・地域計画での陸上風力ゾーニングに重点
- 2020年現在、地域計画における陸上風力ゾーニング見直し中
- 見直しにより優先区域から外れる既存プラントは、将来的に廃止（リパワリングや増設をしない）

2020年地域計画改訂案における陸上風力優先区域

優先区域数	344
優先区域面積	32,075 ha
州面積に占める割合 (%)	2.03 %
既存風力タービン数	約3,200基
うち優先区域内予定	2,205基
優先区域外予定	995基



2020年地域計画改訂案における風力優先区域ゾーニングの例
※グレー（3次案）、オレンジ（4次案で追加）が優先区域。赤枠は4次案で削除

いずれの州でも地域計画では複数次にわたり、自治体、一般市民の意見聴取を経て案を改定。
住宅開発、地方自治体による都市の土地利用計画等を反映し優先区域を変更、追加、削除

出所) SH州地域計画ウェブサイト

ドイツ：「フェアな風力」事業者認定（チューリングゲン州）

- 地元市民、自治体、企業参画や透明性など公益性に関するガイドライン遵守を確約した事業者を、州のエネルギー・グリーンテック機関が「フェアな風力・チューリングゲン」パートナーとして認定
- ガイドライン遵守状況のサンプルチェック等を実施しつつ、認定を年次更新
- 同種の認定スキーム設定はチューリングゲン州が初

「フェアな風力・チューリングゲン」ガイドライン

- プロジェクトの計画フェーズ全体を通じ、風力ファーム周辺のすべてのステークホルダーグループを関与させる
- プロジェクト現地の関連情報の処理における透明性を確保し、地元に対するサポートや啓蒙活動を提供する
- 風力計画から直接利益を得ない土地所有者を含めた関係者や住民を参画させる
- 地域エネルギー供給事業者および金融機関を関与させる
- チューリングゲン州民、企業や自治体が直接出資できるようにする

事業者の認定：

「自主的コミットメント」宣言に署名し、事業者がオンラインで登録。州機関が審査し認定を発行

プロジェクトの多くが州外企業による中、風力発電所の地域への恩恵、住民受容の向上を図る

2016年開始以降50社以上が認定を取得

認定により、取得企業の協業、住民受容の円滑化などの効果



「フェアな風力・チューリングゲン」認証マーク

認定取消：

認定後、州機関はガイドライン遵守状況をサンプルチェックし、協議、助言。ガイドライン非遵守の場合、書面通知の上で認定を取消し

出所) チューリングゲン州エネルギー・グリーンテック機関 (ThEGA)「「フェアな風力・チューリングゲン」、ドイツ風力発電協会 (BWE)「共に勝ち取る-風力の現場で-価値創造、市民参加と受容に向けた基本文書」2018年

ドイツ：「フェアな風カプランナー」認定（SH州）

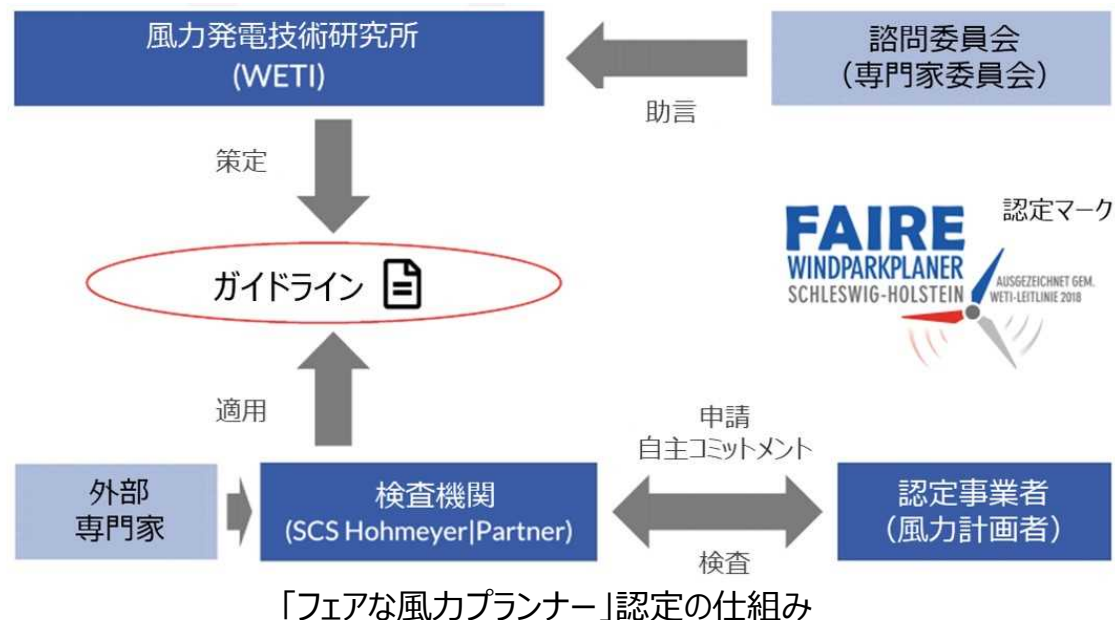
- テューリンゲンに続き、風力が盛んなシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州でも類似のスキームを開始
- 州内大学の風力研究所主導でガイドライン策定、外部検査機関の検査を通じて事業者を認定、検査

「フェアな風カプランナー」ガイドライン

- プロジェクトの計画における情報提供と透明性確保
- 契約の公正な処理
- 市民、自治体、地元金融機関等による資本参加機会提供
- 地域への支援と付加価値提供

2018年開始。現在の認定取得は2社
(いずれも州内企業)

透明性・公正性に加え地権者の保護、雇用創出、
立地地域企業の起用活用など
付加価値提供を重視



今後のガイドライン改定にも、各種専門家やステークホルダー代表者からなる諮問委員会の助言のもと、WETIが責任を負う

出所) シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州「フェアな風カプランナー」、
ドイツ風力発電協会 (BWE)「共に勝ち取る-風力の現場で-価値創造、市民参加と受容に向けた基本文書」2018年